

daily コラム

2017年6月8日(木)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

どっちがお得？

医療費控除とOTC医療費控除

今年から適用されるOTC医薬品の控除

今年度から適用される「スイッチ OTC 医薬品に関する医療費控除の特例」、いわゆるセルフメディケーション税制という言葉をもう目にした耳にした、という方が多いとは思いますが。市販されている中で「スイッチ OTC 医薬品」に該当する医薬品を年間1万2千円以上購入している場合、最大10万円までの範囲で所得控除が受けられる制度です。つまり、最大8万8千円所得控除が受けられる医療費控除のミニ版です。

医薬品は通常の医療費控除にも適用される

今までも薬局やドラッグストアで市販されている薬の中で「治療や療養に必要なものであって、かつその病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額」であれば、医療費控除の対象にはなっていました。つまり、市販薬でも通常の医療費控除に該当するケースは多く存在します。

医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できません。新設に伴って、「医療費控除で申告した場合」と、「特例を利用した場合」、どちらがお得かを判断しなければいけないパターンがあるので、注意が必

要です。

①年間の医療費（医者にかかったお金）が9万円で、OTC医薬品が4万円だった場合
医療費控除： $(9万+4万)-10万=3万円$

医療費控除特例： $4万-1.2万=2万8千円$
この場合は通常の医療費控除がお得です。

②医療費が6万円で、OTC医薬品が7万円だった場合

医療費控除： $(6万+7万)-10万=3万円$

医療費控除特例： $7万-1.2万=5万8千円$

この場合は医療費控除の特例がお得です。

確定申告には添付書類が必須です

セルフメディケーション税制は「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」が対象となっているので、確定申告時に年内に健康診断や予防接種等を受けて健康に留意している証明が必要です。会社主導の健診・個人で受診したもの、どちらでも問いませんので、今年受けた健診や予防接種の証明は取っておくように心がけておきましょう。



ほんのちょっとした節税ですが、せっかくの新制度ですから使ってみましょう！

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

国税庁質疑応答事例

かぜ薬の購入費用

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kai/shaku/shitsugi/shotoku/05/12.htm>

【照会要旨】

薬局や薬店などで市販されているかぜ薬は、医療費控除の対象になりますか。

医師の処方や指示がある場合に限られますか。

【回答要旨】

医師の処方や指示がなくても医療費控除の対象となります。

医薬品の購入費用は、治療や療養に必要なものであって、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医療費控除の対象となります（所得税法施行令第207条）。

したがって、かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用は、医師の処方や指示がなくても、医療費控除の対象となります。

（注）「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項《医薬品の定義》に規定する医薬品をいいますが（所得税基本通達73-5）、医師の処方や指示があれば全ての医薬品が医療費控除の対象となる医薬品に該当するとは限らないことに注意してください。

【確定申告での注意点】

更正の請求や修正申告でセルフメディケーション税制と医療費控除の切り替えができないのでご注意ください。

国税庁 タックスアンサー

No. 1131 セルフメディケーション税制と従来の医療費控除との選択適用

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1131.htm>

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用を受けることになります。

したがって、セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択した納税者は従来の医療費控除を受けることができず、従来の医療費控除を受けることを選択した納税者はセルフメディケーション税制の適用を受けることはできません。このため例えば、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、この特例の対象となる特定一般用医薬品等購入費以外の医療費の額が適用下限額（10万円と総所得金額の5%相当額のいずれか低い方の金額）を超える場合であっても、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

（注）セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択して確定申告書を提出した場合には、その後において納税者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいて、セルフメディケーション税制から従来の医療費控除へ適用を変更することはできません。従来の医療費控除を受けることを選択した場合も同様です。

OTC医療品対象品目

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

（直リンクは時間が経つと更新・削除されてしまうので、上記URLから「2.セルフメディケーション税制対象品目一覧」をご覧ください）

関連コラム

2017.3.2「自主服薬推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設」